記者発表資料

令和元年　８月２３日
国土交通省東北地方整備局
磐城国道事務所

特殊車両の指導・取締り結果について

特殊車両の通行は、橋梁・トンネル等の道路施設に重大な影響を与えるため、道路法第４７条の２第１項の規定に基づく道路管理者の通行許可が必要です。
また、通行許可を得ている特殊車両は、許可内容を遵守して通行する必要があります。
今回、下記のとおり特殊車両の指導取締りを行い、経路違反車両１台に警告を行いました。
当事務所では、道路構造の保全及び事故等の危険防止のため引き続き、特殊車両の指導取締りを実施します。

１．実施日時：令和元年　８月２１日（水）　１４：００～１６：００

２．実施場所：一般国道６号相馬バイパス　新地町駒ヶ嶺山中地内

３．特殊車両指導取締り結果

対象車両数	５　台
特殊車両通行許可遵守車両	４　台
違反車両（経路違反）	１　台

４．実施状況





発表記者会等：南相馬記者クラブ

【問い合わせ先】
国土交通省　東北地方整備局　磐城国道事務所
ＴＥＬ　０２４６－２３－２２１１（代表）
管理課長　表　康弘　（内線431）
国土交通省　東北地方整備局　磐城国道事務所　原町維持出張所
ＴＥＬ　０２４４－２２－２５３０
出張所長　中岫　奨